

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行令

(生産事業者団体等の範囲等)

第1条 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第3項第一号に規定する生産事業者団体等として政令で定める者は、森林組合及び森林組合連合会並びにこれらの子会社（森林組合法（昭和53年法律第36号）第110条第3項に規定する子会社をいい、同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。次項において同じ。）とする。

2 法第2条第3項第一号に規定する種穂の主たる配布先として政令で定める者は、生産事業者団体等が森林組合又は森林組合連合会の子会社である場合における当該森林組合又は当該森林組合連合会の会員である森林組合の組合員とする。

(林業・木材産業改善資金の償還期間等の特例)

第2条 法第11条第1項の政令で定める期間は、12年以内とする。

2 法第11条第2項の政令で定める期間は、5年以内とする。

(都道府県貸付金の貸付けの条件の基準の特例)

第3条 法第11条第1項に規定する資金に係る都道府県貸付金（林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号）第7条第1項に規定する都道府県貸付金をいう。）についての同令第7条第1項第一号の規定の適用については、同号中「4年」とあるのは、「6年」とする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正)

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の一部を次のように改正する。

第2条第四十号中「第5条第2項」を「第6条第2項」に改める。